

平成 26 年度公益財団法人北海道体育協会定時評議員会議事録

- 1 開催日時 平成 26 年 6 月 19 日 (木) 15 時 00 分～16 時 39 分
- 2 開催場所 ホテルライフポート札幌 2F ライフポートホール I
- 3 評議員総数及び定足数 総数 48 名
定足数 24 名 議案第 2 号の「定款の変更」に関しては、定足数 32 名
- 4 出席評議員数 31 名 (15 時 00 分現在) 32 名 (16 時 24 分現在)
(出 席) 三浦安則、田島溶二、塚田亮二、張江悌治、佐々木正隆、小林正男、大山則夫、植田健二
勝見洋一、小野倫夫、飯島慶一郎、荻野智満、岩井眞一、柳原正明、森 修二、小野塚勝
西田啓晃、今泉勁介、庄野和洋、阿部一洋、松岡憲二、二峰良四男、足立功一、平木守洋
平山三城、平澤光志、山下明生、野坂政司、小島秀俊、小貫敬直、藤原貴幸
運上琢磨 (16 時 24 分到着)、
(欠 席) 宮永雅己、須藤武夫、藤ヶ森紘一、長澤茂嗣、紺屋正雄、米田 真、山田英雄、堀江親元
荻根澤則文、秋野 優、佐藤公一、寺村健人、中村秀穂、堀井 学、尾崎英弥、山本理人
(監事出席) 太田三夫、大野憲義、上杉尹宏
(理事出席) 堀 達也、勇崎恒也、石橋弘次、霜觸 寛、白髭俊穂、柏谷良雄、村瀬 廣、角谷巍啓
島本俊男、山中宏美、徳岡 肇、柳内 敦、川端茂夫、花田 宏、近田勝信、吉田聰美
新村 治

5 議 事

報告事項

報告第 1 号 平成 25 年度事業報告書について

協議事項

議案第 1 号 平成 25 年度会計収入・支出決算書(案) 並びに監査報告について

議案第 2 号 定款の変更について

その他

1 評議員選定委員会委員選任の選任について

2 平成 26 年度道体協への寄付・協賛一覧について

6 議事の経過及びその結果

(1) 定足数の確認

米良事務局次長が定足数の充足を確認し、定款第 20 条第 1 項に基づき、評議員総数 48 名の過半数を満たしているので、本評議員会が成立していることを報告した。なお、これまで本評議員在任数は 49 名であったが、北海道トランポリン協会より選出の小玉裕司評議員が平成 26 年 2 月 13 日に逝去されていることが確認できたので、在任数を 48 名としたことを報告した。

(2) 会長挨拶

開会にあたり堀会長が挨拶を述べた。

(3) 議長選出

米良事務局次長から本会定款第 19 条第 5 項の規定により、議長の選出について諮ったところ、事務局一任の声を受け、評議員の同意を得て、庄野和洋評議員が選出された。

(4) 議事録署名人の選任

議長から定款第 23 条第 2 項の規定により、議事録署名人の選任について諮ったところ、議長一任の声を受け、評議員の同意を得て、小野塚勝評議員、植田健二評議員を議事録署名人に選任した。

(5) 議事

○報告事項

報告第1号 平成25年度事業報告書について

山口事務局長から報告第1号について、次のとおり説明があった。

平成25年度の事業については、定款3条に定められた本会の目的を達成するために、平成24年6月に決定した事業運営方針の3つの基本的な考え方に基づき、公1・公2・公3・公4までの公益事業を実施した。さらに、この公益目的事業を安定的かつ継続的に実施していくため、収益事業コンサートなどのイベントへの貸出で得た収入を公益目的事業に配賦することにより、一層の公益性を高めるとともに魅力ある事業展開にも努めた。また、ホクレンやセイコーマート等の民間企業からの寄附金を原資に、「子どもの体力向上事業」を実施するなどして、公益目的事業を道民全体で支える仕組み作りにも努めた。

公1「競技力向上に向けた取組みの推進」では、国民体育大会事業、競技団体等強化育成事業、北方圏スポーツ交流事業の3事業を行った。

①国民体育大会派遣事業では、東京都で行われた第68回国体本大会、栃木県日光市、山形県上山市で行われた第69回国体冬季大会に総勢1,001名の選手団を派遣した。その選手団に対し、北海道補助金を交付するとともに北海道補助金では貰えない宿泊費約500万円を独自財源で助成した。また、国体北海道ブロック予選会の開催や国体選手等に対するドーピング防止のための啓発教育も行った。

②競技団体等強化育成事業では、JOC強化本部長の橋本聖子氏を講演講師として招聘した指定強化指導者研修会の開催や、延べ227回、4,200余名が参加した選手強化事業の強化合宿、スポーツ医・科学トータルサポート事業やフィジカル、メンタル、テクニカルなスポーツ医・科学の専門家によるサポート事業等、さらに延べ695名参加した冬季4競技スキー、スケート、アイスホッケー、カーリングの国内外合宿を加盟競技団体と連携のもと実施した。

③北方圏スポーツ交流事業では、北海道ラグビーフットボール協会の協力をいただき、カナダアルバータ州へ高校7人制ラグビー選手団総勢19名を派遣し、アルバータ州選抜チーム等との親善試合を通して互いの競技レベルを高め合うことが出来た。なお、対戦成績は7戦7勝であった。また、前回来日した選手との再会もあり若い世代の友好親善を深めることが出来た。

なお、スポーツ王国北海道、そして強い北海道の実現のため、また2020年東京オリンピック・パラリンピックに多くの道産子を輩出するためにも、選手の強化・育成そして競技力の向上は欠かすことのできない重要な事業である。強化にかける金額と国体の成績は相関関係があることから、北海道に対して強化費の充実について強く要望していきたい。

公2「生涯スポーツの推進に向けた取組み」では、スポーツ指導者育成事業、地域スポーツ振興事業、日・韓・中スポーツ交流事業、南部忠平記念事業、広報・顕彰事業の5事業を行った。

①スポーツ指導者育成事業では、6種目7競技の日本協会認定指導者を141名、総合型地域スポーツクラブにおけるマネージメントの基礎知識を有する人材を育成するためアシスタントマネジャー養成講習会を開催し36名が受講しました。また、514名のスポーツ指導者やスポーツ愛好家などが参加し行なった研修などを通じて地域のスポーツ指導者等の資質の向上にも努めた。

②地域スポーツ振興事業では、日本協会から委嘱されたクラブアドバイザーを中心に、総合型地域スポーツの創設や育成支援を行った。その結果、3月末で95市町村に139クラブが設立され、18市町村28クラブが準備中であり、道内の設置市町村数113となり市町村設置率は63.1%となった。

③日・韓・中スポーツ交流事業では、本道での開催が10回目となつた日韓青少年冬季スポーツ交流事業では、延べ3千人余りの中学生が互いの国を訪問し、日韓における若い世代の友好・親善が図られた。また、地域間交流事業では韓国との交流において北海道サッカー協会、北海道アイスホッケー連盟が計画したそれぞれの事業を実施した。しかし、中国との交流においては、北海道バドミントン協会が計画しておりま事業が中国側の事情により残念ながら中止となつた。なお、平成26年度の日韓青少年冬季スポーツ交流事業は、岩手県において氷上競技、長野県において雪上競技がそれぞれ実施の予定である。

④南部忠平記念事業では、南部記念財團から継承した基金を財源に、四季を通して自然の中で体を動かすことの楽しさを体験する「グリーンジム苔小牧」他士別市、室蘭市、利尻町、清水町の4か所で延べ526名が参加した地域のスポーツ振興事業に助成を行つた。また、毎年日本のトップレベ

ルの選手を招いて北海道陸上競技協会、北海道新聞社、本会の3社共催で開催している南部忠平記念陸上競技大会へ開催経費の一部を負担金として支出した。

⑤広報・顕彰事業では、本会並びに北海きたえーる等の情報はHPを通して世界に発信するとともに、年2回1千部発行する道体協ニュースの紙面を通して、地方団体や競技団体の活動状況などの情報を提供した。また、顕彰事業では、毎年6月に行う道体協表彰において、本道縁の方で且つ該当年で活躍した優秀な選手や長年選手の指導や組織の育成に対する功労者等49名、15団体を表彰した。

本道のスポーツ振興は、競技力向上はもとより、子どもから高齢者までをカバーする生涯スポーツを含む地域スポーツの推進であり、従来にも増して地域スポーツ団体と連携を深めながら事業を推進していきたい。

公3「青少年スポーツの振興に向けた取組の推進」では、スポーツ少年団交流大会事業、スポーツ少年団指導者等養成・育成事業、スポーツ少年団組織整備強化事業の3事業を実施しました。

①スポーツ少年団交流大会事業では、全国や道内各地の子ども達が剣道、バレー、軟式野球等の競技種目を中心に活動する競技別交流大会や、競技種目に囚われないスポーツ活動を行う交流大会等の事業を実施し、延べ1,700名余りが参加し交流を深めた。また、石川県金沢市で行われた第36回全国スポーツ少年団剣道交流大会の中學女子個人戦において、北海道として初めて牛木麻理奈さんが見事優勝した。

②スポーツ少年団指導者等養成・育成事業では、発育発達期にある子ども達の身体特性を学習し、保護者や地域から信頼される指導者等の養成・研修を全道各地で行い、延べ754名が参加し指導者としての資質の研鑽に務めた。また、次世代の指導者として位置付けられている中学生・高校生リーダーの育成養成事業では、120名が参加しリーダーとしての資質と能力の向上を図るために、事業を実施した。

③スポーツ少年団組織整備強化事業では、管内スポーツ少年団協議会や札幌市スポーツ少年団の活動の充実・強化や組織の活性を図るために、活動費の一部を助成した。また、スポーツ少年団の育成に関する諸会議を延べ16回開催し、諸課題の解決策を検討した。さらに、全道の模範的な活動のスポーツ少年団や指導者等個人61名、24団体を表彰した。

スポーツ少年団の登録状況は平成15年度の5万5千人をピークに毎年減少し、平成25年度は4万5千人と1万に程減少している。本道の子ども達の体力が低位である現状を克服するためにも、スポーツ少年団活動の活発化は重要であり更なる登録の促進と、スポーツがあまり得意ではない子ども達にも門戸を広げるなどの工夫が必要であると考えている。また、北海道スポーツ少年団は、来年度創立50周年を迎える、今年度実行委員会を立ち上げ記念事業を検討しているところである。

公4「北海道立総合体育センターの運営」では、北海道から指定管理者としての指定を受け、新公共経営の考え方や公民協働の理念のもと「北海きたえーる」の公平な利用の確保と施設設備の適正な維持管理はもとより、安全安心な施設の運営を行うとともに、多彩な自主事業を実施し道民の体力の向上を図るために、「自主事業」「スポーツ施設貸出事業」「スポーツ情報・資料展示事業」の3事業を実施した。

①自主事業においては、本道の子ども達の体力が低位にあることから、その改善を図るために、ホクレンスポーツ応援米からの寄付金を原資に、「きたえーるチャレンジクラブ」や「きたえーるチャレンジクラブ地方版」さらに「きたえーるトップアスリートチャレンジ」など子どもの体力向上に特化した事業や、子どもの日、体育の日無料開放事業をはじめとする42の自主事業に取り組み延べ3万2千名が参加した。

②スポーツ施設貸出事業では、昨年8月に行われたFIVB女子ワールドグランプリをはじめとする、33の国際・全国規模の大会や全道及び地区規模イベント、更には市民レベルの練習会に至るまで様々な団体及び個人に貸出を行った。年間の利用者は、全館で延べ77万1千名余りとなり、2002年2月に開館以来の延べ利用者数は、約948万人となり、平成26年度中には1千万人を突破する見込みである。

③スポーツ情報・資料展示事業では、体育・スポーツの専門書600冊、スポーツに関する定期刊行物35冊、DVD38種類を揃えスポーツ情報や話題を提供するとともに、国体北海道選手団の活躍

やエスボラーダ北海道、レバンガ北海道関連の展示や、故南部忠平氏の縁の資料展示を行った。

最後に収益事業では、公1～公4までの公益事目的事業の推進に資するための付随事業として、コンサートなどのイベントへ貸し出しを行う収益事業を行ったが、当初予定していたイベント件数が実施出来なくなつたことから、予定した収入を得ることが出来なかつた。

公4及び収益事業は、まさしく指定管理事業である。本会は北海道立総合体育センターの指定管理者として2期8年の実績があり、今年度から始まつた第3期においても本会が指定管理者として北海道から選定されたので、これからも「北海きたえーる」の運営をとおして道民のスポーツ振興と健康・体力の向上に努めて行きたいと報告した。

報告第1号に關連して、次の要望があつた。

(小林評議員) 事務局長から、10回実施した日韓青少年冬季スポーツ交流事業が岩手県に移るということでしたが、その間カーリング協会の子供達も参加させていただき、海外交流を通して、韓国選手達と仲良く交流が出来ました。今度、岩手県で開催されるが、是非また小さい子供達が中学生になった時に北海道で開催できるような形をとっていただきたい。先般日韓の監督とコーチとで話した時も自主的にやるとなると金がかかりすぎるので、出来れば道体協として早く帰つてくるよう努力をお願いしたい。これは私どもの要望です。

(山口事務局長) この10年間、北海道スケート連盟・スキー連盟・アイスホッケー連盟・カーリング協会の関係者には大変お世話になり、交流事業が無事に終わらせることが出来たことに感謝しています。今、小林評議員から要望のありました件につきましては、今後関係4団体の関係者と話し合いを進めながら、また北海道で開催出来るよう努力して参りたい。

以上、報告第1号について諮詢たところ了承された。

○協議事項

協議第1号 平成25年度会計収入・支出決算書（案）並びに監査報告について

山口事務局長から議案第1号について、次のとおり説明があつた。

決算を示す諸表の「貸借対照表」「正味財産増減計算書」「取支計算書」「財産目録」の4表及び「財務諸表の注記」について百円以下を省いて説明した。

<貸借対照表>

I 「資産の部」の資産合計は3億5千898万7千円となつた。II 「負債の部」では負債合計7千274万円となり、これを差し引いた正味財産合計は2億8千624万6千円で、前年対比では1千848万8千円の減となつた。その要因としては、「資産の部」において流動資産である未収金・立替金が大幅に減になつたことや、流動負債では未払い金・前受金が減になつたことである。なお、流動資産の未収金、流動負債については5月末を以て全て解消した。

<正味財産増減計算書>

経常増減の部の経常収益計は、8億6千289万4千円で、経常費用計は8億8千242万5千円となり評価損益等調整前当期経常増減額はマイナス1千953万1千円となつたが、特定資産評価損益（有価証券売却益）が104万3千円あつたことから、当期経常増減額は都合マイナス1千848万8千円となつた。なお、3月31日現在での正味財産期末残高の2億8千624万6千円は、貸借対照表の正味財産合計額と同額である。

次に「正味財産増減計算書内訳表」は、「正味財産増減計算書」を、公益目的事業、収益事業、法人事業ごとに分割したものであり、公益認定後、審査される表で、公益認定上、重要な財務3基準のうち2つを知ることが出来る。

・1つ目の1は、全ての公益事業が収支相償あるいはマイナスあることが条件であり、内訳表のとおり公1・公2・公3・公4とそれぞれマイナスの決算額になつてゐる。

・1つ目の2は、収益事業の2分の1以上を公益事業と公益共通事業に配賦し、その結果が収支相

償かマイナスであることが条件であり、内訳表の収益事業が5千190万1円となっており、それを全額公益事業に振り分けているので、2分の1以上をクリアしている。

・2つ目は、公益目的比率が50%以上であることが条件である。経常費用の小計6億5千832万2千円÷合計8億8千242万5千円=74.6%となり、公益目的比率が50%を超えている。

・3つ目は、遊休財産保有上限額の制限であるが、この表では、適合しているかどうかの判定が出来ないので、財産目録のところで説明する。

<収支計算書（資金収支ベース）>

予算から大きく変動したものを中心に説明する。

I 「事業活動収支の部」の事業活動収入計の予算額に対し332万6千円少ない8億6千290万1千円となった。その内訳は、(4)の利用料金758万8千円の増であり、3月に行われたコンサートで見込んでいた利用料金等の增收と、平成26年度から北海きたえーるの利用料金の値上げをしたことから、トレーニング室の利用者が値上げを見込んで回数券の先買えをしたことによる収入の増である。(5)の受取地方補助金は北海道補助金を精算返納したことによるものである。(6)の受取民間補助金の1千219万6千円の減は日韓青少年冬季スポーツ交流事業の委託金を事業精算により返納したものによるものである。(10)の雑収入の120万8千円の増は事業交付金収入の日体協公認指導者登録料の還付金の増によるものである。2事業活動支出の事業活動支出計は、予算に対し1千649万4千円減の8億7千578万4千円となり、事業活動収支差額は、予算に対して1千316万8千円の減になり、1千288万2千円の支出超過となった。その内訳は(1)公1の競技力向上推進事業の予算に対し87万5千円少ない1億9千514万8千円となった。その内訳は、国民体育大会事業で国体選手団派遣の交通費の精算により76万3千円の減額、また競技団体等強化事業で強化合宿費や委員会等の出席旅費の執行残、共通経費においては事務諸経費の増を相殺したことによるものである。(2)公2の生涯スポーツ推進事業の予算に対し1千348万8千円減の6千85万4千円となった。その内訳は、日韓青少年冬季スポーツ交流事業に係る経費の精算による減と、共通経費においては事務諸経費の減によるものである。(3)公3のスポーツ少年団育成事業の予算に対して321万1千円減の7千993万3千円となった。その内訳は、交流大会事業の全国大会等の参加者の交通費の縮減や、指導者等育成・養成事業では未実施事業等の執行残、さらに組織整備強化事業では諸会議の参集旅費の減によるものである。(4)公4北海道立総合体育センター運営事業費の予算に対して270万4千円増の3億1千972万5千円となった。その内訳は、スポーツ教室、セミナー・クリニック事業では委託事業費の増、子どもの体力・運動能力向上事業では事業の執行残、共通経費では光熱水費、業務委託料等の増を相殺した結果である。(6)収益事業の予算に対して64万4千円減の1億9千587万9千円となった。その内訳は、スポーツ以外施設貸出事業で業務委託費が31万7千円の増、共通経費の管理費の減を相殺した結果である。(7)法人の管理費では、主に事務諸経費及び人件費の減によるものである。

II 「投資活動収支の部」の1投資活動収入の特定資産取崩収入では、退職給付引当資産取崩収入で500円の増になった。これは、退職手当を積立てている定期預金の利息に相当する金額を取崩したものである。従って投資活動収入計では1千613万4千円となった。また、2投資活動支出は、ほぼ予算通りの1千982万8千円となり、投資活動収支差額もほぼ予算通りのマイナス369万4千円となった。

III 「財務活動収支の部」及びIV「予備費支出」については、取引がなかった。

以上の結果から、平成25年度の当期収支差額は、予算よりマイナス1千317万円ほど赤字幅を圧縮したが、マイナス1千657万7千円の支出超過となり、前期繰越収支差額が5千128万6千円でしたので、支出超過分を差引いた3千470万9千円が次期繰越収支差額となった。

<財産目録>

「貸借対照表」の補完資料としてご覧いただく。なお、財務3基準の3点目の遊休財産保有上限額は、公益事業総支出額+公益共通経費で求めることができ、本会の遊休財産保有上限額は6億5千832万2千円である。また、遊休財産=資産合計-(負債合計+基本財産)で求めることができ、現在の保有遊休財産額は1億8千524万4千円であり、上限額を大きく下回っていることから3点目の基準もクリアしている。

<財務諸表に対する注記>

3「基本財産及び特定資産の増減及びその残高」は、前期末残高より473万円増の2億2千569万9

千円となった。その要因は退職給付引当金の積み増しと北海道銀行から購入したLMグローバル・プラス、中央三井高金利の売却益と期末利息が増額したことによるものである。6「固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残額」は、昨年の注記と比較すると茨戸川漕艇研修センターの資産が約295万円減額されている。7「の債権の債権額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高」は、5月末日をもって全て回収済である。9「満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益」については、基本財産については、ユーロ債の時価評価が50%を割っていないので帳簿価額は1億円としているが、3月31日現在の評価額は8千264万円であり、昨年同期の評価額に比べ646万円時価が上昇している。特定資産のスポーツ振興特別積立金及び南部忠平記念事業積立金については、当時の帳簿価額時価8千500万円と1千500万円がそれぞれ50%を割り込んだため、平成24年3月末の時価を帳簿価額に変更したが、今年の3月末現在では昨年より合わせて1千万円ほど時価額が増している。また、平成24年度においては845万円、平成25年度において、1千6457万7千円と2年連続で支出超過していることから、事業の見直しを進めながら効率的な予算の執行を心掛け、職員一同で支出超過の圧縮に努めたい。具体的には、今年度から30年度までの5年間わたる財政健全化プランを策定し、収支改善を図っていきたい。

議案説明後、太田監事から次のとおり監査報告があった。

5月22日北海きたえーるにおいて、太田、大野、上杉3名の監事が監査を実施した。会務については、理事会において決定された事業計画を概ね遂行されたことを認める。会計事務については、各予算執行は適正であり、平成25年度財務諸表すなわち貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録、収支計算書をはじめ、各帳簿並びに、各証拠書類の整理及び備品管理は、適正に行われていることを認める。

審議の結果、議案第1号は原案どおり出席評議員全員一致で可決した。

議案第2号の「定款の変更について」の審議に入る前に、議長から本議案については、定款第20条第2項に基づき、評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない事項になっている。本会評議員数48名のうち、32名以上の評議員の出席が必要であるので、現在の出席評議員数の確認を事務局に求めた。

事務局と確認後、議長から現在出席者数31名であり、議案決議に必要な出席数に満たしていないが、今運上評議員が会場に向かっているということなので、到着するまで休憩を入れて、到着後再開し議案の審議を進めさせていただきたいと述べ、16時03分から16時20分まで休憩に入った。

16時20分になり、事務局から運上評議員が後5分程度で会場に到着するとの連絡があったことを報告し、議長に「議案第2号」の前に、「その他」の「評議員選定委員会の委員の選任について」の審議を先にさせていただきたいと申し入れた。

議長は評議員会の再開を宣言し、事務局からの次第の変更を認め、その他の事項について事務局に説明を求めた。

○その他

1 評議員選定委員会委員の選任について

山口事務局長から次のとおりの説明があった。

評議員選定委員会委員の選任については、定款第13条第1項、第2項及び第3項により外部委員2名と評議員、監事、事務局員の5名から構成されている。外部委員については、第1回理事会において、で井川和夫氏と菊池はるひ氏が選任されており、監事については太田監事、事務局員については山口事務局長がそれぞれの組織の中から互選され、第2回理事会で報告されている。残り1名を評議員から専任していただきたいと説明をした。

議長は評議員選定委員会委員の選任について諮ったところ、議長一任の声を受け、議長が事務局に候補者案があるなら提示するよう求めた。山口事務局長は議長の求めに応じ、北海道レスリング連盟理事長の平澤光志氏を提案し、出席評議員全員一致で承認した。

運上評議員が 16 時 24 分会場に到着、議長は定足数 32 名になったことを確認して、協議事項の議案第 2 号定款の変更について審議すると述べ、事務局に説明を求めた。

○協議事項

議案第 2 号 定款の変更について

山口事務局長から議案第 2 号について、次のとおり説明があった。

定款第 3 章「資産および会計」の第 5 条（基本財産）において、法人が事業を行うために不可欠な財産を「基本財産」と位置づけ、別表として具体的に定款に定義しているが、別表のように、財産種別を記載する方法は、国債が満期を迎えたときなどは定款の変更をしていかなければならないという流動的な内容であるため、その都度、評議員会に諮ることとなるので、この別表を削除し、第 5 条において「財産」を「基本財産」と「その他の財産」に区分する規定に変更するものである。

定款第 7 章「理事会」の第 38 条において、議事録の署名人を定めているが、一般社団・財団法人法第 95 条第 3 項の規定に準拠した表現に変更するものである。具体的には現行の定款では、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した「会長及び監事」はこれに署名しなければならないとなっているが、本会には代表理事が堀会長と勇崎副会長の 2 名がいることから、その部分を「代表理事及び監事」と変更するものである。

附則 1 に公益財団法人への登記日である平成 24 年 4 月 1 日を明記し、附則 4 において今回の改定日を明記するものである。

なお、定款第 5 条の変更に伴い、6 月 3 日に開催した第 1 回理事会において、「基本財産を定める件」と「財産管理運用規程の一部変更」について理事会の承認を得たところであるが、定款の変更は評議員会での決議が必要であり、本日の評議員会において、定款の変更が承認された場合、その日をもって施行することになっていると報告した。

審議の結果、議案第 2 号は原案どおり出席評議員全員一致で可決した。

定款変更箇所は、別紙のとおりである。

○その他

2 平成 26 年度道体協への寄附・協賛一覧について

山口事務局長から次のとおりの説明があった。

本会が支援を頂いている団体の一覧であり、様々な団体から支援をいただいている。ホクレンからはスポーツ応援米の販売をとおして支援をいただいている、これをチャレンジクラブ及びトップアスリートチャレンジ等の事業に充当させていただいている。またセイコーマートから平成 25 年度からスポーツ少年団の広報誌発行に係る経費やスポーツ少年団の事業に対する飲料の提供などの支援をいただいている。今年度は日本ハムファイターズから寄付金の申し出があり、スポーツ少年団の指導者の資質の向上に活用させていただく予定である。また、ライオンズクラブ国際協会 331 複合地区からも寄付金の申し出があり、子どもの体力向上プログラム等の子供達のスポーツの振興に活用させていただく予定である。また、その他のも道体協ニュースや体協要覧の発行に対し、様々な団体から支援をいただいていることを報告した。

以上をもって議案の審議等を終了したので、16 時 39 分議長は閉会を宣言し解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は記名押印する。

平成 26 年度公益財団法人北海道体育協会定時評議員会

平成 26 年 6 月 19 日

議

長

左野 和洋



議事録署名人

植田 健二



議事録署名人

小野塙 勝



本議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名

公益財団法人北海道体育協会 事務局長 山口 淳一

総務・会計課課長補佐 松田 茂樹

公益財団法人北海道体育協会定款の改定について

変更前	変更後	備考
<p>第3章 資産及び会計 (基本財産)</p> <p>第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。</p> <p>2 基本財産は、理事会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。</p>	<p>第3章 資産及び会計 (基本財産)</p> <p>第5条 <u>この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。</u></p> <p><u>2 基本財産は、本会の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。</u></p> <p><u>3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。</u></p> <p><u>4 基本財産は、理事会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。</u></p>	別表による財産内容の掲出を廃止
<p>第7章 理事会 (議事録)</p> <p>第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名しなければならない。</p>	<p>第7章 理事会 (議事録)</p> <p>第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名しなければならない。</p>	一般社団・財團法人法第95条第3項の規定に準拠するため修正
<p>附則</p> <p>1 この定款は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。</p>	<p>附則</p> <p>1 この定款は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。</p> <p>4 平成26年6月19日一部改訂 (第5条、第38条、附則1)</p>	公益法人の設立の登記日を明記するため修正 今回の修正により附則4を追加

変更前	変更後	備考								
<p>別表 基本財産(公益目的事業を行なうために不可欠な特定の財産以外のもの)(第5条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>財産種別</th><th>場所・物量等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資有価証券</td><td>野村証券㈱(ユーロ円債) 100,000,000円</td></tr> <tr> <td></td><td>利付日本国債 10年第237回 1,000,000円</td></tr> <tr> <td></td><td>基本財産合計 101,000,000円</td></tr> </tbody> </table>	財産種別	場所・物量等	投資有価証券	野村証券㈱(ユーロ円債) 100,000,000円		利付日本国債 10年第237回 1,000,000円		基本財産合計 101,000,000円	別表 削除	第5条の修正により、「別表」の掲出を廃止
財産種別	場所・物量等									
投資有価証券	野村証券㈱(ユーロ円債) 100,000,000円									
	利付日本国債 10年第237回 1,000,000円									
	基本財産合計 101,000,000円									

